

## 監査役等に係る、監査報告のひな型の改定について

---

公益社団法人日本監査役協会では、会社法及び法務省令の改正を踏まえて監査報告の見直しを進め、それを取りまとめたものを「監査報告のひな型について」の更新版として、平成 27 年 10 月 15 日付けで公表しています。

会社法における監査役又は監査役会の監査報告に係る業務をご担当されている方々におかれましては、一度原文をご確認頂いた方が良いかと思われます。

以下、主な改正点をご紹介します。

### （改正点 1）

事業報告又は事業報告の附属明細書に記載されている親会社等との取引について、会社の利益を害さないように留意した事項、及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、監査役又は監査役会の意見を記載しなければならないとなっております（会社法施行規則 118 条第 5 号、129 条第 6 号、130 条第 2 項第 2 号）。このことが監査報告のひな型に盛り込まれました。

### （改正点 2）

内部統制システムについて、会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制について会社法において規定されることとなったことに対応し、その旨が監査報告のひな型に盛り込まれました。

### （改正点 3）

監査報告者の文書の形式面において、より読みやすくなるように、監査の方法及びその内容においては、段落分けを行い、それに合わせて一部記載箇所の移動がなされています。

### （改正点 4）

監査報告の注記内容について、より具体的な記載が可能となるように、その記載例が載せられています。

以上